

料金一覧

社会保険・労働保険手続き代行顧問

従業員数(役員含む)	月額顧問料(税別)
1～3 人	※既存のお客様は、顧問料の変更はございません。 ただし、今後従業員数が大幅に増えた場合などは 顧問料の見直しをご相談させて頂くことがございます。
4～10 人	
11 人～20 人	
20 人～30 人	
30 人～40 人	
40 人～50 人	

★ 初月のみ、上記とは別に、初期設定費として月額顧問料の1か月分を頂きます。

★ 顧問業務の遂行にあたり、当所指定のデータなどをお客様にご準備頂けない場合、
上記とは別に、作業手数料が発生する場合がございます。

★ 電子申請ができない手続きは、別途実費(郵便代や交通費)を頂きます。

【 代行顧問の範囲 】

- 社会保険・労働保険の手続き代行
- 労務管理全般に関する質疑応答(メール・電話・ZOOM)

【 代行顧問に含まれない業務 】

- ◇ 雇用保険又は社会保険の被保険者が産休・育休をとった場合、
管理費用として1人につき月額500円(原則、産休開始月から職場復帰月まで)
- ◇ 給付関係の手続き、1件1,000円から(ただし、産休・育休中の給付金は除く)
- ◇ 建設業等の二元適用業種の労働保険料の申告、月額報酬額の1か月分
- ◇ 社会保険・労働保険の手続き以外の書類の作成及び作成に準ずる相談、その他
代行顧問の範囲であっても、相当な作業時間を要すると当所が判断するもの。
(料金一覧「スポット料金」ご参照)
- × 労働者又はその代理人並びに労働組合との直接の対応(連絡、説明、交渉など)
- × 被保険者本人が行う手続き(年金の裁定請求など)

料金一覧

スポット料金(*顧問契約のお客様の場合)

(金額は税別)

社会保険の事業業の新規適用 (*会社として初めての保険加入)	基本料金 20,000 円 被保険者 1 名につき 1,000 円加算
健保組合への編入	基本料金 50,000 円 被保険者 1 名につき 2,000 円加算
労災保険の事業場の新規適用 *会社として初めての保険加入 *事業場(支店など)の増減	基本料金 10,000 円 事業場 1 か所につき 1,000 円加算
雇用保険の事業場の新規適用 (*会社として初めての保険加入)	基本料金 10,000 円 被保険者 1 名につき 1,000 円加算
労働保険事務組合への編入 (中小企業福祉事業団)	基本料金 50,000 円 被保険者 1 名につき 2,000 円加算
健康保険証の代替書類の作成	5,000 円 / 1 通
社会保険の資格喪失証明書	1,000 円 / 1 通
社会保険・雇用保険関係手続きの 訂正・削除の手続き	1,000 円 / 1 回 + 実費
労働契約書の作成・レビュー	5,000 円 / 1 枚
36 協定届(特別条項なし)の作成・届出	10,000 円 / 1 事業場
36 協定届(特別条項あり)の作成・届出	15,000 円 / 1 事業場
その他の労使協定の作成・届出	3,000 円から / 1 協定
諸規程の作成・改定・届出	10,000 円から(要相談)
年間休日カレンダーの作成	2,000 円 / 1 年度
固定残業手当の内訳算出	1,000 円 / 1 人
固定残業手当の同意書	2,000 円 / 1 通
高度な法的判断又は相当な作業時間を 要すると当所が判断するもの	別途お見積もり

料金一覧

スポット料金 (* 顧問契約のお客様の場合)

(金額は税別)

年金事務所の調査対応	☐ 書類の作成・確認 1 通 1 万円から又は作業時間 30 分あたり 1 万円 * 書類の種類によって金額が異なります。 (要見積り) ☐ 年金事務所との交渉(電話) →1 回 5,000 円 ☐ 年金事務所への同行 →1 回 30,000 円 + 交通費実費 ※ 調査内容によっては、月額顧問料の範囲 でご対応させて頂く場合もございます。
労働基準監督署の調査対応	☐ 書類の作成・確認 1 通 1 万円から又は作業時間 30 分あたり 1 万円 * 書類の種類によって金額が異なります。 (要見積り) ☐ 労働基準監督署との交渉(電話) →1 回 5,000 円 ☐ 労働基準監督署への同行 →1 回 30,000 円 + 交通費実費 ※ 調査内容によっては、月額顧問料の範囲 でご対応させて頂く場合もございます。
その他の手続き代行・書類など作成 調査対応など	別途お見積もり致します。 月額顧問料の範囲でご対応させて頂ける 場合もございますので、まずはお気軽に ご連絡ください。